

上里町立長幡小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義と基本認識

(1) 定義

- (1) 「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
- (2) 「学校」とは、上里町学校設置条例(昭和39年上里町条例第19号)に基づき設置された小学校及び中学校をいう。
- (3) 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。
- (5) 「関係機関」とは、いじめ防止等に関係する町以外の行政機関をいう。

(2) 基本認識

本校では全ての職員が「いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」また、「いじめによる自殺が」発生しており、このような悲劇を繰り返さないよう努力しなければならない。

さらに、いじめによる身体的・心理的な苦痛が多くの児童に深刻な影響を与えており、いじめは「人権侵害である」という基本認識に立ち全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を策定した。

(3) 基本姿勢

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
- ②児童、職員の人権感覚を高め温かな人間関係を築く。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、保護者・地域各種団体や専門家と協力して、解決に当たる。

2 未然防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業に心がけ、児童に基礎・基本の定着を図ると共に学習に対する達成感・成就感を育てられるように努める。

道徳の時間では命の大切さについての指導を行う。また、いじめは許されないことであることを全教育活動を通して指導する。そして「いじめの傍観者」はいじめに荷担していることを徹底指導する。

- (1) 全教職員が危機感を持ち気になることをすぐに伝え合う。
- (2) 学校の組織的な活動と活性化を図る。
- (3) いじめは絶対に許さない。被害児童を守り抜く共通意識と行動の徹底を図る。
- (4) 調査の実施による実態把握と抑止力効果に取り組む。
- (5) 道徳や人権学習を通し心の教育の推進を図る。

(6) 職員同士が情報交換と組織的な活動ができる環境づくりの推進を図る。

(7) 教師一人一人が「良い授業とよい学級経営」を行うと同時に、学校全体がチームとなっていじめが起りにくい素地を丹念に作っておく。

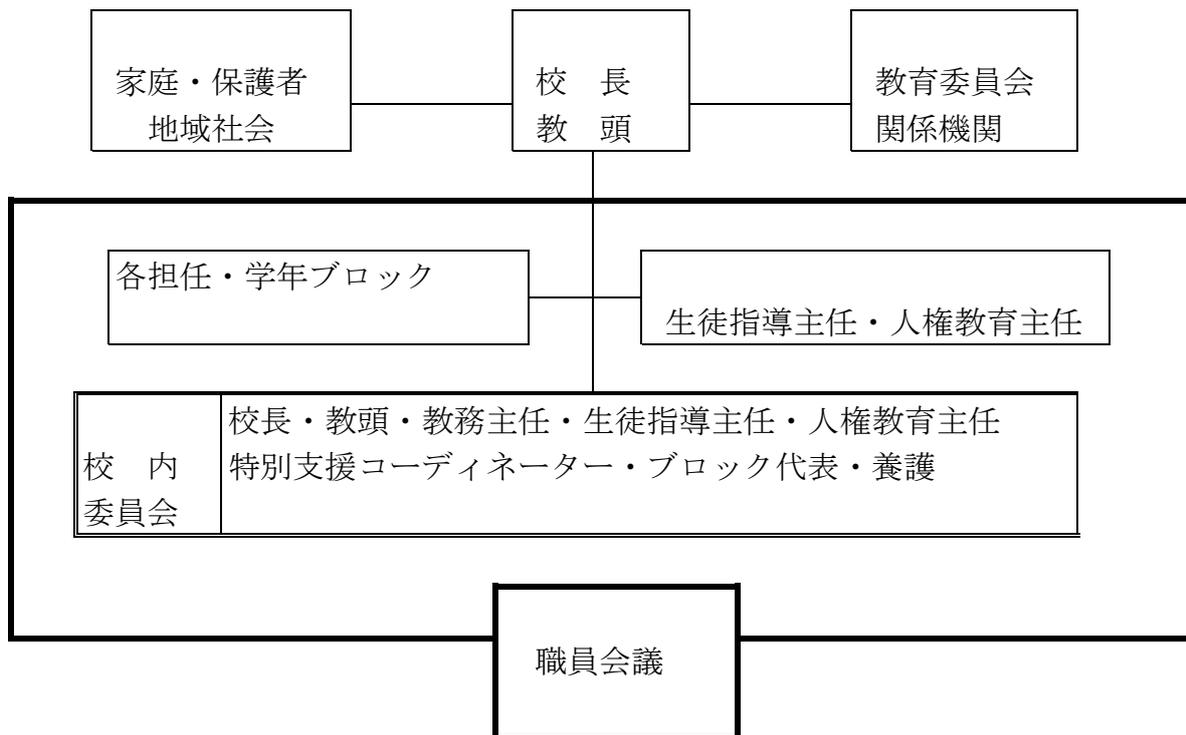
3 いじめの発見

対応の遅れは深刻化を招く。いじめの解決は早期発見がかぎであり、下記のこと意識を持ち取り組む。

- (1) 休み時間の巡視（目立ちにくい場所）
- (2) 生活の変化（表情・服装・忘れ物・休み時間の孤立や居場所が特定できない）
- (3) 養護教諭の情報
- (4) アンケート調査の実施（各学期）
- (5) 定期的な学年会・支援育成委員会等の確認
- (6) 学級懇談会・学校からの通知等で啓発
- (7) 地域・交通安全ボランティアとの連携
- (8) 個別面談の実施

4 いじめ防止の校内組織と対応

(1) 校内組織



※いじめの早期解決のために

- ①学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして問題の解決に当たる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で被害児童の身の安全を最優先に考え、加害者の児童に対しては、毅然とした態度で指導に当たる。
- ③関係機関と連携して解決に当たる。

(2) 組織的対応

